

行政によるヘイトデモ規制

—日本型の社会統制の一例として

綾香 レシュケ¹

要 旨

極右活動家によるヘイトスピーチを伴うデモ、いわゆる「ヘイトデモ」を規制するために行政がとる予防的措置、抑止策は日本で大きな効果を上げている。国の法律はヘイトスピーチに刑罰を科していないものの、日本においてヘイトデモは急速に減少している。日本におけるヘイトデモ規制はなぜ、そのような効果をもたらしたのか。日本におけるヘイトスピーチ規制は主に法学分野で論じられているが、日本の行政がヘイトデモを規制するために様々な措置を講じてきたことはあまり注目されていない。よって本稿は、ヘイトスピーチ解消法（2016年）の施行に焦点を当て、極右活動家に対する行政の対応を、強制力を行使せず、いわば「ソフトな」方法を用いる日本型の社会統制の一例として検討する。日本型の社会統制とは、「社会の和」を乱すと思われる活動を直接禁止するのではなく、そうした活動を企てる人々を萎縮させたり、思い止まるよう説得したりして、抑止しようとするものである。ヘイトデモを規制するための措置も、そうした抑止策が中心で、公共空間で許容される言動に関して都道府県警察、地方公務員、極右活動家が事前に一定の合意を形成することによって実施される。本稿は、極右活動家と、路上でヘイトスピーチに反対する「カウンター」行動参加者双方への日本社会の対応が、「社会の和」の概念と同根の概念である「喧嘩両成敗」の原則に基づくことも明らかにする。喧嘩両成敗とは、喧嘩の原因や正否を問わず、当事者双方を処罰するという原則である。ゆえに、日本におけるヘイトデモへの対処の仕方は、規制の方法と、その根底にある価値概念の観点から見て、従来のアメリカ型の規制ともヨーロッパ型の規制とも異なる。

キーワード

ヘイトスピーチ、ヘイトデモ、極右活動家、行政指導、社会の和

原文版 DOI : <https://doi.org/10.1093/ssjj/jyab005>

(この論文を引用する場合、原文版のSSJJ論文を参考資料として含めてください。)

1 レシュケ綾香 (Ayaka Löschke) は、エアランゲン・ニュルンベルク大学 Junior Professor (日本学)。本論文は2021年に Social Science Japan Journal で出版された論文 (英文) の翻訳である。筆者は、編集委員会と3名の査読者からのコメント、翻訳者に感謝したい。本稿に関するお問い合わせは、ayaka.loeschke@fau.de まで。

1. はじめに

世界中で極右活動家の動きが再び活発化している中、日本では今のところその兆しは見られない。日本は2009年から2016年にかけて、主に在日コリアンを攻撃の対象とした極右活動家によるヘイトスピーチ、特に、ヘイトスピーチを伴うデモ、いわゆる「ヘイトデモ」に大いに悩まされた。「在日特権を許さない市民の会」(在特会)は日本各地、特に在日コリアンの集住地域で街宣を繰り返した。在特会のデモは次第に過激になり、2010年には京都朝鮮第一初級学校に対する器物損壊、威力業務妨害、名誉棄損などの罪で中心メンバー4人が逮捕・起訴されるに至った。特定の個人や法人などに対するそうした過激な行為は、犯罪として刑法をはじめとする日本の法制度で裁かれるが、「在日朝鮮人」に対するヘイトスピーチなど、不特定の人々に対するヘイトスピーチは処罰できない。そのため、ヘイトスピーチを行う極右活動家をいかに規制するかが集中的に議論されてきた。市民社会からの強い働きかけや、国連人種差別撤廃委員会からの圧力もあって、日本はヘイトスピーチ解消法²を2016年に成立させた(CERD 2014: 3; Shibuichi 2016; 神奈川新聞 2016a)。

ヘイトデモに対する日本型の規制はかなりの効果を上げている。とはいうものの、ヘイトスピーチ解消法に罰則規定はない。さらに、同法はいわゆる「理念法」である。理念法は条文の数が少なく、基本理念のみをかなり抽象的な表現で説明しているだけの傾向があり、そのため、効果はわずかであるという見方もある。ヘイトスピーチに抗議する研究者らは、ヘイトスピーチ解消法の欠陥も指摘しているが(例えば、明戸・瀧 2019: 7; 明戸他 2019: 24, 27)、同法施行後、ヘイトデモは沈静化している。表1³が示すように、ヘイトデモ・街宣は、2012年4月から2015年9月までは年平均329件発生していたが、2016年7月から2018年6月までは年平均43件で、前述の期間の13%に減少している。ヘイトデモはピーク時には数百人を動員していたが(野間 2018: 123, 166)、最近の参加人数は数十人に減っており、参加者が10人以下のことも多い。デモ参加者は、「死ぬ」、「殺せ」といった暴力的で脅迫的な表現をほとんど使わなくなった(野間 2018: 56; 明戸他 2019: 9)⁴。ヘイトデモ・街宣が自主的に中止されることもある(野間 2018: 167; 明戸他 2019: 13)。極右活動家に対する日本型の規制はなぜ、そうした大きな影響をもたらしたのか。

2 正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(e-Gov 2016)。

3 法務省(2016a: 33-38)と共同通信社(2018)の情報をもとに作成。

4 明戸・瀧(2019: 5)は、「殺す」、「処刑する」、「殲滅する」といった最も攻撃的な表現は依然増加傾向にあると指摘しているが、彼らの記述は計量的な分析に基づいたものではない。従って、この指摘に全面的に依拠することはできない。また、明戸の調査は2017年5月末までであったことに注目すべきである。

表 1：ヘイトスピーチを伴う極右活動家によるデモ・街宣の回数

期間		合計	年間平均
2012年4月～2015年9月	42カ月間	1,152	329
2016年7月～2018年6月	24カ月間	86	43

日本におけるヘイトデモ規制が功を奏した要因の一つは裁判闘争であり、これについては波多野 (Hatano 2018) などによる先行研究があるが、もう一つの要因である行政の対応については十分な研究がなされていない。京都朝鮮第一初級学校が起こした民事訴訟では、在特会のメンバー8人に約1200万円の賠償が命じられた。この賠償額が在特会に重くのしかかったのは間違いない。しかしながら、刑事訴訟で有罪判決を受けた被告のほとんどは不特定の在日コリアンに対するヘイトスピーチを続けた。被告の一人は朝鮮学校に対する犯罪行為も続け、2019年11月に罰金50万円の支払いを命じられた (朝日新聞 2019)。これはむしろ、京都訴訟の抑止効果の限界を示している。

先行研究を見る限り、行政の対応とその影響が日本型のヘイトデモ規制の特徴だと強調されてはいない。こうした先行研究で解決されていない課題に取り組むべく、本稿は、極右活動家にヘイトスピーチを自粛させるための非公式な行政の対応に焦点を当てる。そうした行政の対応の特徴は未然防止 (pre-emptive) の手法にある。警察官をはじめとする地方公務員は、法的拘束力なしに平和裏に、事前の打ち合わせで極右活動家との間でヘイトスピーチを未然に防ぐための合意を形成しようとする。本稿は、そうした規制方法が日本における典型的な社会統制の手法に由来すると考える。なお、社会統制とは、「社会において、社会秩序と結束がそれによって維持される圧力のパターンの形態」 (Carmichael 2014) を意味する。そうした圧力の生じるメカニズムはさまざまな分野で研究されてきた。日本社会の研究においては、日本の社会統制の手法、特に「ソフト」な手法が目立っており、そうした手法は拘束力のない非公式な措置に頼るところが大きい (例えば、Haley 1991; Tashiro 2010; Löscke 2021)。

日本におけるヘイトスピーチ解消法の実施過程を事例研究として、本稿はヘイトデモの日本型の規制を、規制の形態とその根底にある価値概念の観点から分析する。日本の極右活動家と彼らのヘイトスピーチに関する文献は増加の一途を辿っている。その中で、極右デモ・街宣におけるヘイトスピーチの規制をめぐる研究者の議論は、世界で代表的な2タイプの規制の仕方の是非に集中している。つまり、「表現の自由」を重視してヘイトスピーチには消極的であるべきか、「人間の尊厳」を重視してヘイトスピーチ規制に積極的であるべきか、という議論が展開されている (例えば、櫻庭 2014; 桧垣 2017; 金 2017; 小谷 2018)。それに対し本稿は、二元論に基づく議論は、日本型のヘイトデモ規制の特殊性を

適切に捉えられないと論じる。日本型のヘイトデモ規制が世界で代表的な二つのタイプの規制の仕方とは異なることを明らかにするために、本稿では規制の形態とその根底にある価値概念を政治学的に分析する。

本稿の分析は主として、54人に対する質的インタビュー調査に基づく。その内訳は警察官2人を含む国家・地方公務員18人、国会議員1人（有田芳生）、主導的な活動家17人（ヘイトスピーチ解消法やヘイトスピーチ条例の立案・実施に関わった研究者、弁護士を含む）、カウンター行動参加者16人、デモ・街宣活動を何度も主催して主導的な役割を担ってきた極右活動家2人である⁵。これらのインタビューの大半は、在日コリアンに対するヘイトデモ・街宣の頻度が特に高かった4つの自治体（川崎市、京都市、大阪市、新宿区）で行った。

どの倫理的な価値概念が日本のヘイトデモ規制を導いてきたのかを考察するために、ヘイトスピーチがいかにして社会問題化されたか、特に人々の政治的な行動を促した価値概念に焦点を当て、政治的言説の分析も行った（分析の方法論に関してはFairclough and Fairclough 2012; Bacchi and Goodwin 2016を参照）。政治的言説の分析は、法律の条文、国会の議事録、関連文献、ヘイトスピーチ解消法に賛成または反対した政治家や活動家が公開しているオンラインコンテンツ（ウェブサイト、ブログ）など、さまざまなデータに依拠している。第2章では事例研究をその背景と併せて考察し、第3章では、極右活動家に対する日本の法制度を概観する。そして第4章では、極右活動家によるデモ・街宣に対する行政の対応を分析する。

2. 二元論を越えて—日本的アプローチは新たなアプローチ？

ヘイトスピーチを伴うが物理的暴力を伴わない極右活動家によるデモ・街宣に対する規制は、アメリカ型とドイツ（ヨーロッパ）型に二分されてきた。この二元論で主に重視されるのは規制形態とその根底にある価値概念である。より具体的に言うなら、「表現の自由」と「人間の尊厳」という、ヘイトスピーチ規制において競合し合う2つの価値の間でバランスをいかにしてとるかが重視されてきた（Bleich 2011; Heinze 2016）。アメリカ型の規制を支持する者は、表現の自由の権利を重視し、暴力に発展する危険が「明白かつ現在」で、表現の自由への権利が侵害されない限りにおいて、ヘイトデモを規制すべきだと論じてきた（Baker 2019; Lee 2010; Post 2011）。ドイツ型の規制を支持する者は、人間の尊

5 筆者は主に2017年5~6月、2018年6~7月、2020年3~4月に半構造化インタビューを行った。その際、デモ・街宣におけるヘイトスピーチに対する行政の対応に焦点を当てた。

厳を守る義務を重視し、特に、ヘイトスピーチがホロコーストの否定または人種的・宗教的憎悪の扇動と見なされ得る場合、ヘイトスピーチを伴うデモや街宣を処罰すべきだと論じてきた (Tsesis 2002; Heyman 2008; Waldron 2012).

日本型の規制は、ヘイトデモ・街宣中のヘイトスピーチに刑罰を科していないので、多くの法学者・弁護士の間では、ドイツ型の規制とは異なる、アメリカ型の規制の変種だと見なされてきた (師岡 2013: 136; 櫻庭 2014: 114; 近藤 2017: 7). しかしながら、この二元論は、特に 2016 年 6 月のヘイトスピーチ解消法が施行されて以来、日本型の規制の理解の助けにならない。

筆者は以下で、ヘイトデモに対する日本型の規制は、日本で典型的な、「ソフト」な社会統制の手法に関する研究を踏まえて理解すべきだと論じる。日本の行政は歴史的に見て、「社会の和」を乱すと思われる社会活動を直接禁止するのではなく、未然に抑止するという手法をとってきた (Upham 1987; Pharr 1990; Garon 1997). 具体的には、官僚や地方公務員が法的拘束力のない非公式な話し合いの場で、市民の自主的な協力が得られることを前提として「行政指導」を行ってきた。ボンディ (Bondy 2020) が述べているように、部落差別に「理念法」と行政指導だけで対応する日本の規制の仕方は依然弱く、象徴的なものに留まっているという見方もある。それに対し本稿は、そうした行政指導の実質的な効力を明らかにする。

日本において行政が非公式な仕方で、法的拘束力なしに社会を統制する「ソフト」な手法は、江戸時代までさかのぼり、「社会の和」という文化的な価値概念によって導かれてきたと考えられてきた (Bellah 1957; Nakane 1970; Befu 2001). 日本では、「和」の概念ゆえに「社会的集団の内部における宥和的な結束と調和が創出・維持され、個人の利益より一致団結したコミュニティへの貢献を優先すること」が理想とされる (Hirata and Warschauer 2014: 7). 日本を専門とする研究者、中でも、1970 年代以降に「日本人論」(日本人と日本人のアイデンティティに関する考察)に関わってきた研究者は、日本社会が「和」を求めることには、強い同調圧力、暗黙の了解に対する高い要求、隠された忍耐など、重大な弊害があると論じる傾向にある。集団主義を扱った日本人論の中には、経験的データに裏付けされていない、あるいは、日本におけるマイノリティや格差の問題を無視しているとして批判され、修正されたものもある (Sugimoto 2014: 3-16). しかしながら、「和」という日本の概念は、絶えず再検討されており (例えば, Saito and Ohbuchi 2013; Hirata and Warschauer 2014; Zhai 2017), 日本社会を分析するための枠組みから「和」やそこから派生している概念を完全に除外するのは適切ではない。

本稿は、この「和」の概念が、日本型のヘイトスピーチ規制をドイツ型の規制ともアメリカ型の規制とも異なるものに行っていることを主張する。松井 (Matsui 2014, 2018) が指摘する

ように、「和」という日本の文化的な価値概念ゆえに、日本人は人間の尊厳とアウトノミー（自律）を重きを置くことができなかった。アウトノミーは表現の自由と密接に関わり、アメリカ型の規制の支持者に重んじられている（Waldron 2012: 144-172）。従って「和」は、日本型の規制をドイツ型の規制とアメリカ型の規制から区別する主要な価値概念と見なされ得る。日本におけるヘイトデモ規制と日本型の社会統制の仕方との関係は、和を乱すまいと常に同調圧力に晒されている日本人にとっては、驚くべきことではないかもしれない。しかし、以下で論じるように、極右活動家ですら「和」の価値概念に縛られ、萎縮させられてきたということは、ヘイトスピーチ規制を研究してきた人々にとっても、驚くべきことであろう。

「和」に係るもう一つ重要な概念は、「喧嘩両成敗」という日本特有の原則である。日本の統治者は中世以来、この原則に従って人々の間の対立、特に暴動を未然に防止してきた（辻本 1968）。喧嘩両成敗の原則は、「和」の価値概念と関係づけて説明されることも多い（例えば、Kim and Lawson 1979: 511 を参照）。なぜなら、この原則は、人々の間の対立は社会の和を乱すものと見なし、誰が正しく、誰が間違っているのかを明確にせず、社会の和の維持を優先させるからだ（Kim and Lawson 1979: 502; Ueda et al. 2005: 451; 清水 2006: 202）。日本の近代化以来、この原則は法律の条文に明記されたことはないが、戦後の社会統制のさまざまな側面（警察官による街頭取り締まり、裁判所の判決など）に適用されてきた（村山 1990: 363-374; 川島 2010[1967]: 143-153）。この原則は学校でのいじめ事件への対処においても適用され、その場合、教師はいじめの加害者と被害者を同等に責め、加害者が悪いという考え方を明確にしてこなかった（新保 2008: 71; 餅川 2011: 67）。本稿では、喧嘩両成敗の原則ゆえに、カウンター行動参加者がヘイトスピーチ規制に貢献しても、彼らも社会の和を乱していると非難され、その努力は国からも市民からも称賛されないという苦境に置かれていることも明らかにする。

こうした先行研究を踏まえ、次章では、ヘイトデモの日本型規制を、規制の形態とその根底にある価値概念の観点から検討する。政策決定過程ではドイツ的アプローチをとるかアメリカ的アプローチをとるか揺れ動いたが、実施過程では日本的アプローチの特徴が表れ始めたことを示す。

3. デモ・街宣中のヘイトスピーチの規制に関わる日本の法律

本章ではまず、日本においてヘイトスピーチが刑事罰の対象になることを困難にしている制約について略述し、次いで、規制の形態とその根底にある価値概念に焦点を当てて、

ヘイトスピーチ解消法の条文と成立過程について考察する。日本はヘイトデモ・街宣中のヘイトスピーチを規制するために刑法を改正せず、代わりにヘイトスピーチ解消法を制定した。世界で代表的な2タイプのヘイトスピーチ規制の根底にある価値概念も、解消法の成立過程をある程度方向づけたものの、成立した解消法には具体的な罰則規定がなく、かなり抽象的な用語で基本理念を述べるに留まり、日本における伝統的な社会統制のあり方と合致している。

日本の刑法

日本の刑法がドイツ（ヨーロッパ諸国）の刑法と違うのは、上述したように、デモ・街宣中のヘイトスピーチを禁止していないことである。従って日本型の規制は長らくアメリカ型の規制に類すると見なされてきた。この点はヘイトスピーチ解消法成立後も変わっていない。日本の刑法において、名誉棄損罪を規定した第230条と侮辱罪を規定した第231条は、特定の個人や法人などの集団にのみ適用できる。ヘイトスピーチを行う極右活動家が、特定の個人ではなく「在日コリアン」など不特定の集団を標的にする場合、名誉棄損罪や侮辱罪で起訴することができない。ヘイトスピーチをした極右活動家は主に脅迫、業務妨害、器物破損などの犯罪行為で処罰されてきた。

日本の法制度は「人間の尊厳」を中心的な価値概念として強調していない。日本の法制度は、「人間の尊厳の現代的理解にまだ追いついておらず」、人間の尊厳に関連のある表現は「完全ではなく、明瞭、簡潔だとは言い難い」(Matsui 2014: 422)。そのため、「人間の尊厳」の概念を用いている日本の法律はごくわずかである(山崎 2011: 28)。ドイツ刑法と違って、日本の刑法は人間の尊厳の概念を用いていない⁶。日本国憲法には「表現の自由」への言及はあるが、「人間の尊厳」の概念は登場しない⁷。これも、ヘイトスピーチ解消法に「人間の尊厳」という文言が入らなかった理由の一つである(金 2018a)。

ヘイトスピーチ解消法（2016年）

日本は刑法を改正せず、ヘイトスピーチ解消法を2016年に制定した。まず野党議員が

6 ドイツ刑法第130条（民衆扇動罪）、第131条（暴力描写の拡散）は人間の尊厳に言及している。

7 封建制度を廃止し、個人を尊重するために盛り込まれた日本国憲法第13条は、「人間の尊厳」または「個人の尊厳」に言及したものと解釈されてきた(土井 2017: 67-68)。条文は次のとおり。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。とはいえ、第13条は「人間の尊厳」と明記していない。

がヘイトスピーチを禁止する法案を2015年5月22日に提出した⁸。これについては、2016年5月13日に採決が行われ、否決された（参議院 2016a）。野党の法案提出から1年後の2016年4月8日、今度は連立与党の議員が、ヘイトスピーチを「許されない」としつつも禁止はしない別の法案を提出した（参議院 2016b）。どちらの法案にもヘイトスピーチに対する罰則規定はなかった。与党の法案は2016年5月24日に可決された。この法律は「理念法」と呼ばれている。条文はかなり抽象的な用語で記され、ヘイトスピーチ規制の基本理念を定めたものにすぎないからだ。例えば第1条と第3条は次のとおりである。

第1条（目的）

この法律は、本邦外出身者⁹に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

第3条（基本理念）

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

これらの条文は、かなり抽象的な表現に終始しており、これは、日本で典型的な社会統制を実施するための基盤となっている。条文の表現がこのように抽象的であるからこそ、行政は却って、ヘイトスピーチ解消法を実施するために、法的には非公式な様々な措置を取り得たのである。

「啓発活動」の実施が重視されていることも、ヘイトスピーチ解消法で採用された規制形態の特徴である（第7条1項、e-Gov 2016）。法案審議の過程で連立与党の議員は、日本では啓発活動が十分行われているので、ヘイトスピーチ禁止規定を置く必要はないと主張した（国会図書館 2016a, 2016b）。国会議員がヘイトスピーチの全面的な禁止を嫌い、啓発活動を好むのは、極右活動家と真っ向から立ち向かうことを回避している消極的な姿勢の表われだと解釈し得る。対立の回避は、日本の社会統制の手法に則した典型的な対応である。

8 野党の法案にヘイトスピーチに対する罰則規定はなかったが、第3条に「人種等を理由とする差別の禁止」という基本原則を掲げ、ヘイトスピーチを禁止するものであった。

9 ヘイトスピーチ解消法第2条は、「本邦外出身者」を「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」と定義している。不法入国者や在留資格の認定を受けていない者は除外される。ただし、参議院の附帯決議は、第2条を「本邦外出身者以外に対する差別的言動は許される」と解釈するのは誤りだと強調している（魚住他 2016: 22-24）。

ヘイトスピーチ解消法を支える価値概念については、「表現の自由」と「人間の尊厳」という競合し合う2つの価値の間でとるべきバランスが国会で議論された。連立与党は表現の自由を重視していたので、野党法案で提起されたヘイトスピーチの禁止規定を盛り込むことを拒否し、「ヘイトスピーチの解消」という曖昧でより控えめな目標を設定した(国会図書館 2016a, 2016b)。野党議員、中でも野党法案の主な発議者であった有田芳生は「人間の尊厳」の概念を多用してヘイトスピーチ規制の重要性を訴えた¹⁰。アメリカ型規制の専門家2人とヘイトスピーチによる被害者2人が2016年3月22日の参議院法務委員会に参考人として呼ばれた際の主要な論点も、これら2つの価値の間でいかにバランスをとるべきかであった(国会図書館 2016c)。ヘイトスピーチによる被害者の一人、金尚均はドイツ型の規制に詳しく、ヘイトスピーチ解消法成立に向けたロビー活動に関わった法学者でもある(金 2018b)。その際、日本のヘイトスピーチ規制が2つの価値の間でとるべきバランスについて議論がなされたにもかかわらず、ヘイトスピーチ解消法にも野党法案にも「人間の尊厳」および「表現の自由」という文言は入らなかった(参議院 2016a, 2016b)。金(2018a)によれば、1つの理由は、「日本国憲法に人間の尊厳の規定がない」からだという。それも重要であろうが、本稿ではもう1つ別の理由を提示する。

ヘイトスピーチ解消法の条文と、法案審議過程における国会議員の発言を詳細に検討すると、「和」と同根の概念がいくつか浮かび上がる。ヘイトスピーチ解消法の前文には、ヘイトスピーチは「当該地域社会に深刻な亀裂」を生じさせているとある(e-Gov 2016)。審議の中で国会議員は、ヘイトスピーチの弊害を説明するため、地域社会が分断されてしまう危険、地域社会における共生に亀裂が生じてしまう危険を繰り返し指摘し、いわば地域の「和」が乱されない平穏な生活の重要性を強調している(魚住他 2016: 20-28)。こうした見方は、政治家のみが共有しているわけではない。国会議員らは、国会への参考人招致や川崎市への視察、ヘイトスピーチ解消法に関する院内集会などの会合を通してヘイトスピーチの被害者と接触した。被害者の崔江以子(チェ・カンイジャ)が2016年3月22日に参考人として国会に呼ばれた時、崔も「地域」という言葉を13回使用している(国会図書館 2016c)。国会議員が極右活動家とヘイトスピーチの被害者の間に生じた紛争の解決を目指したことに加え、被害者も地域の「安寧」を望んだことが解消法の成立過程を方向づけたのである(神奈川新聞 2016a: 56; ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク 2017: 94)。

10 筆者は国会会議録検索システムを用いて、有田が2014年10月から2018年3月までの期間に、ヘイトスピーチをめぐる「人間の尊厳」または「尊厳」に11回言及したことを確認した。「尊厳」への言及の多くは、2009年の京都朝鮮学校に対する一連の攻撃を取り上げる中でなされた。被害者が提起した訴訟においては、原告が被害者の「尊厳」を強調したので(Hatano 2018)、そのことが野党の法案作成に特に影響したように思える。

従って、ドイツ型の規制とアメリカ型の規制のどちらを採用すべきかという二元論的な議論もある程度なされたとはいえ、ヘイトスピーチ解消法の条文と審議の過程は日本の典型的な社会統制のあり方と合致している。

4. ヘイトスピーチ解消法の実施に向けた行政の対応

本章では、ヘイトスピーチ解消法の実施過程における規制形態と、その根底にある価値概念について検討する。特に、社会の和を維持するために行政がとってきた、極右活動家を牽制する3タイプの措置に焦点を当てる。(1)ヘイトスピーチの具体例の提示、(2)極右活動家に自粛を促す警察の指導、(3)極右活動家による公共空間利用の非公式な制限。これらの措置はすべて、日本で典型的な社会統制のあり方に合致したものと理解できる。

日本の行政によるヘイトスピーチ対策が未然防止の特徴を有しており、かつ日本固有のものである所以は、警察官をはじめとする地方公務員と極右活動家との間で事前に形成される合意が重視されてきた点にも見られる。日本型の規制は、ヘイトスピーチを処罰するために正式な法的措置をとらない。行政はその代わり、和やかな雰囲気の中で開かれる非公式な会合を通して、デモや街宣の最中に許容され得る言動に関する合意を事前に形成しようとしてきた。日本型のヘイトデモ規制においては、「和」の概念のもと、ヘイトスピーチを未然に防ぐための合意が平和裏に形成されることが目指され、そのために様々な非公式な措置が講じられてきた。よって、刑法に基づいてヘイトスピーチを事後的に処罰するドイツ型の規制とは大きく異なる。

法務省の対応

ヘイトスピーチ解消法の施行から6カ月後の2016年12月、法務省は同法を実施する上で最も決定的な措置を講じた。ヘイトスピーチ解消法の実施を主に担ってきたのは、法務省(人権擁護局)である。法務省は次頁に示すような「典型的なヘイトスピーチ」の一覧を作成した¹¹。

この一覧は当初、一般には公開されず、68の自治体に「参考情報」として送付されたに過ぎない。従って法的拘束力を持つものではなかったが、メディアの報道で広く知られるところとなった。以来、この一覧によって、極右活動家はヘイトスピーチの自制を余儀

11 筆者は本稿を英語で執筆する際、毎日新聞(2017)に掲載された表を英訳した。

表2：典型的なヘイトスピーチ一覧（法務省）

	法務省提供	具体例
脅迫的言動	「〇〇人は殺せ」	「朝鮮人は殺せ」
	「〇〇人を海に投げ入れろ」	「朝鮮人を海に投げ入れろ」
著しく侮蔑する言動	特定の国・地域の出身者について「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える。	「ゴキブリ韓国人」
	このほか、隠語や略語が用いられ、一部を伏せ字にしたりするケースもある。	「チョン」（在日朝鮮人・韓国人に対する侮蔑表現） 「朝〇人」（伏せ字部分には鮮の字が入る、「朝鮮人」）
地域社会から排除することを扇動する言動	「〇〇人はこの町から出て行け」	—
	「〇〇人は祖国へ帰れ」	—
	「〇〇人は強制送還すべきだ」	—

なくされている。

この一覧が示す、ヘイトスピーチに当てはまるかどうかの基準は厳しく、表現の自由を制限しているとも解釈し得る。例えば、「〇〇人は祖国へ帰れ」という言動もヘイトスピーチとして挙げられている。筆者が4自治体で行ったインタビューでは、地方公務員と警察官のほぼ全員が、極右活動家はより慎重に言葉を選ぶようになり、明らかにヘイトスピーチに該当する言動は慎むようになったと話している。この一覧によって、ある言動がヘイトスピーチに該当するかどうかをデモの前に判断する基準が定められたのである。

またこの一覧が周知されたことで、行政は、デモや街宣の最中に許容される言動の範囲に関して、極右活動家と事前に合意を形成することが容易になった。極右活動家は大抵、ヘイトスピーカーやレイシストと呼ばれることを好まない。よって彼らは、このヘイトスピーチ一覧にも、その是非を巡って高い関心を抱いてきた（瀬戸 2018）。彼らは、行政から事前に「ヘイトスピーチをしますか？」と問われる際にも、「ヘイトスピーチはしません」と素直に答えるという（瀬戸 2018）。彼らには、事前の合意を破って行政を欺く意図は必ずしもないようだ。彼らはむしろ、自分たちが本来合法だと考えている表現を自粛することで、自分たちが抑圧されていると強く感じているのだ。この一覧が極右活動家に自粛を余儀なくさせ、デモ・街宣活動におけるヘイトスピーチを未然に防止する限り、この措置はやはり、ある程度表現の自由を制限している¹²。

12 この一覧はあらゆる種類のヘイトスピーチを規制しているわけではない。たとえば、明戸と瀧（2019: 7）が指摘しているように、あるマイノリティ集団を危険や脅威とみなして人々を扇動するような発言は含まれ

この一覧に加え、法務省の啓発活動も、日本の「ソフト」なヘイトデモ規制の一端を成している。ヘイトスピーチ解消法第7条の規定通り、法務省は、ヘイトスピーチの問題とヘイトスピーチ解消法の存在を国民に周知する啓発活動を行っている。国レベルでは、法務省が同法の広報と国民の「啓発」を目的として、「ヘイトスピーチ、許さない。」と題するスポット広告やリーフレット、ポスターを全国の自治体に配付した（法務省 2022）¹³。筆者がフィールドワークを行った4自治体は、いずれもこのリーフレットやポスターを配付し、街頭や列車内のスクリーンでスポット広告も流した。

「人間の尊厳」が重要な概念として扱われていたのは、ヘイトスピーチ解消法が施行されて間もない頃だけであった。法務省の啓発活動は、人間の尊厳の価値概念に依拠して立案され、ヘイトスピーチ解消法の広報資料も人間の尊厳に言及していた（法務省 2022）。なぜ人間の尊厳の概念が同法の実施過程でフェードアウトしていったのか、もっともな理由がある。国会審議で人間の尊厳に言及した中心議員らは、例えば川崎市における視察などを通して、法務省の担当者と近い関係にあった（魚住他 2016: 6）。こうしたことが、人間の尊厳の概念を含め、ヘイトスピーチ規制に関する共通の理解を生み出したと考えられる。ところが、2016年8月に岡村和美・人権擁護局長が異動となり、その後、法務省は議員や活動家に対して以前に比べて協力的ではなくなってしまう（師岡 2018）、法務省がホームページ上などで人間の尊厳の概念を用いる機会も減っていった。

法務省は、典型的なヘイトスピーチの一覧を非公式に配付したり、啓発活動を行ったり、極右活動家とは真っ向から対立しないような穏当な方法に頼っており、そのことから、根底にある価値概念が見てとれる。法務省はそれを明確に強調してはいないが、法務省の姿勢には、日本の典型的な社会統制の手法を導いてきた、「和」の価値概念の影響を見出し得る。

地方警察

地方警察（具体的には、あらゆる種類のデモの警備を担当する都道府県警察の警備課）は、極右活動家がヘイトスピーチを行う可能性のあるデモを事前に規制している。都道府県警察は警察庁の傘下にあるので、本稿で検討する基本的なデモ警備の戦略に地域差はさほどない。この分析は主として、都道府県警察でデモ警備の責任者を務めていた警察官に対する14回ものインタビュー調査の結果に基づく¹⁴。

ていない。

13 法務省は2016年にこれらの活動に1600万円支出した（法務省 2016b: 6）。

14 インタビューは、神奈川県警、警視庁、京都府警、大阪府警の警察官に電話で行った。日本では、研究者で

警察庁は、ヘイトスピーチ解消法の施行日に各都道府県警察に通達を出した（警察庁 2016）。これを受けて都道府県警察は、デモや街宣中のヘイトスピーチや関連する他の違法行為に対し、警察の先導車両を使って警告する措置をとり始めた。具体的には、先導車両のスピーカーから極右活動家に対し、デモ中にヘイトスピーチをしないよう口頭で警告した。ヘイトスピーチ解消法の前文と条文を読み上げもした。法務省は地方警察に指示や勧告を出していない（法務省 2018）。つまり、警察は他の省庁とは関係なくこうした対応をしたことになる。これには極右活動家に対する抑止効果もあった。極右デモ・街宣の中心的な主催者・瀬戸弘幸は自著やブログに、「警察の対応が自分たちにとって厳しい姿勢に変化したこと、それによって今後はデモがやりづらくなる可能性があることを吐露したという（明戸他 2019: 8）。こうした措置がそのような影響力をもった理由の1つは、日本では極右活動家も社会の和を重んじ、「ヘイトスピーカー」だと呼ばれたくないことだ。こうした措置は、ヘイトスピーチの被害者と、ヘイトスピーチ解消法のより実効的な適用を求めている活動家たちの意向に沿うためにも必要であった。被害者はこうした対策に大いに期待すると発言し、地方警察がより頻繁に対処してくれることを望んだので、警察も被害者の要求に応じた¹⁵。

デモが許可制であることも、極右活動家にデモや街宣中にヘイトスピーチを行うことを自粛させる要因になっている。あらゆる種類のデモを許可する権限は都道府県警察にある。デモの申請を審査するためには一連の法律や条例があり、それには、公安条例、警察法、道路交通法、騒音規制法などが含まれる。これらの法律や条例を理由に申請が却下された例はこれまででないが、警察は、日本における社会統制の手法に典型的な、非公式な措置でデモを規制している。

警察官と極右活動家は一般に、デモが行われる前に一定の合意を形成するために話し合いの場を持つ。ヘイトデモ規制の一端を担うこの抑止的な措置も、日本独特のものである。警察官は、平和的な雰囲気の中でデモ主催者と話し合い、デモを安全に実施できるかどうかを検討する。デモ主催者にはそうした話し合いに参加する義務はないが、ほとんどの場合、警察側の要請に応じる。デモ主催者と警察官は、話し合いの場で、それぞれの要求がどの程度満たされそうかを探り合う。極右活動家は様子見の態度を取ることが多い。警察官はそうした話し合いの場で横柄な話し方はせず、平和的な雰囲気を作ろうとする。

デモの申請内容を変更させる方法はいろいろとある。警察は、大抵は大都市の建設現場

あっても、現役警察官への対面インタビューに対する承諾は簡単には得られない。インタビュー時間は1回20分から60分。インタビュー対象者は全員、各都道府県のデモ警備の責任者で、氏名、部署、階級、その他の個人識別情報を明かさないと条件でインタビューに応じてくれた。

15 この記述は、ヘイトスピーチ解消法施行2年を記念して2018年7月6日に川崎市で開かれた学習会を筆者が参与観察した結果に基づく。師岡康子弁護士も自身の講演でそのような期待を表明した。

や交通事情を理由に、予定されていたデモコースの変更を非公式に勧めることが多い。また、カウンター行動参加者が大勢集まる可能性が高く、デモを実施すると混乱が生じかねない場合、警察は法的な根拠がなくとも、極右活動家にデモの中止も勧める¹⁶。もちろん、警察がデモ主催者に横柄な態度を取ることは決してなく、大抵は敬語を用いて丁寧な言葉遣いをする¹⁷。デモ主催者はそうした勧めに従う義務はないが、極右活動家も、敢えて警察の意向に逆らって機嫌を損ねようとはせず、忠告に従うことが多い（瀬戸 2018）。デモ主催者が自主的にデモを中止したことも報道され、記録されている。日本の社会統制に関する他の事例と同じく、行政と市民の間のそうした非公式な話し合いが決定的な役割を果たしている。

ヘイトデモを規制、あるいは抑制するために警察が講ずる重要な措置は他にもある。日本の警察は普通、極右活動家とカウンター行動参加者を引き離すことはせず、「できるだけ極右活動家の近くで抗議したい」というカウンター行動参加者の要望に応じようとすることが多い（崔 2018）。ヘイトスピーチ解消法成立後、警察はカウンター行動参加者に対する規制を緩めた。ヘイトデモ・街宣の現場で警察によって物理的に排除されたり、行動を制止されるカウンター行動参加者の数が大幅に減ったように、警察はカウンター行動参加者に対して以前より寛容になった（崔 2018; 明戸・瀧 2019: 10）。そのため、カウンター行動参加者は拡声器まで使って、極右活動家を間近で非難したり、罵ったりすることができた。警察は大抵、カウンター行動参加者の声やスピーカーから出る音で極右活動家の声がかき消されるのを止めようとしめない。通行人は、極右活動家が何を言っているのか、ほとんど聞き取れないことも多い。警察は持ち運び可能な安全柵を使って、極右活動家とカウンター行動参加者を引き離そうとすることもある。しかし、カウンター行動参加者は極右活動家から少し離されても、拡声器やスピーカーを使えば極右活動家の声を容易にかき消すことができる。その結果、デモ・街宣に参加した極右活動家は意気消沈し、屈辱感を覚えもする（野間 2018: 123）。筆者のインタビューでも、極右デモ・街宣を主催してきた中心人物者2人がカウンター行動参加者に怒りの声を上げるだけでなく、警察に対する不満も口にした（瀬戸 2018; 高橋 2018）。

警察のヘイトスピーチ対策の根底にある価値概念のうち、「人間の尊厳」は重要な役割を果たしていない。筆者のインタビューでも、ヘイトデモの取り締まりや規制の目的は「人間の尊厳」、被害者の尊厳を守ることだと語った者は一人もいない。それよりも社会の

16 筆者がインタビューした一人は、警察がデモを中止させる措置を取ることが「しばしばある」と述べている。ヘイトスピーチ解消法の実施を支持するカウンター行動参加者などの活動家も、中止になった極右デモがあることを記している（野間 2018: 167; 明戸他 2019: 13; 明戸・瀧 2019: 9-10）。

17 たとえば次のように言う。「この場所でデモ行進するのは避けてもらえませんか。近くに建設現場がありますので」。

「和」の価値概念が、警察によるヘイトデモ規制の根本にあると考えられる。2人の警察官は、極右活動家との非公式な話し合いにおいて極力平和的な雰囲気を作ろうとしたことを強調した。警察は、社会の和を保つために極右活動家と話し合い、極右活動家が同調圧力に屈するように、警察の説得に自主的に応じさせようとしている。ある警察官は、ヘイトデモを規制するための非公式な措置を正当化すべく、2つの主要な概念を強調した。それは、警備関連の法律に従って「公共の秩序を維持すること」と「トラブル防止」（住民がトラブルに巻き込まれないようにすること）であった。これらの概念も社会の和という価値概念に根底では繋がっていると考えられる。筆者がインタビューした警察官のうち3人は、以下のように、社会の和を重視している姿勢も見せていた。騒々しい、あるいは攻撃的な抗議活動は、カウンター的主張が何であるかに拘わらず、たとえヘイトスピーカーの声をかき消すために行われているとしても、「日本人の国民性」からして日本社会に受け入れられないと3人は語った。

極右活動家とカウンター行動参加者のどちらの言動が正しく、どちらの言動が間違っているのかを少しも判断しないまま、都道府県警察がカウンター行動参加者を否定的に捉えていることにも、日本で人々の間の対立を防ぐために長年用いられてきた「和」の価値概念が作用している。筆者のインタビューでも、カウンター行動参加者への共感を微塵たりとも示した警察官はいなかった¹⁸。警察は、どちらも社会秩序と社会の和を乱すという理由で、極右活動家もカウンター行動参加者も等しく不愉快な存在と見ていたようである。ある警察官は、カウンター行動参加者は否定的な意味で「特殊」だと述べ、冷笑した。そして、ヘイトデモの取り締まりを、ボクシングの試合でレフェリーを務めることに喩えた。別の警察官は、極右活動家とカウンター行動参加者双方に対する取り締まりを、競合するサッカーチームの暴徒化するファン、フーリガンに対する取り締まりに喩えた（やはり冷笑しながら）。この2人の警察官にとって、極右活動家とカウンター行動参加者は、同じリング上で無益な戦いをする2集団のようであったのである。こうしたインタビュー結果は、カウンター行動参加者の間で共有されている見方、つまり、警察の態度には前述した「喧嘩両成敗」の原則が表れているという見方と一致する（明戸 2016: 45; 野間 2018: 134-152; 神奈川新聞 2016a: 81）。

ヘイトスピーチを行う極右活動家のみならず、カウンター行動参加者も、共に社会の和を乱すという理由で、どちらも厄介だと見なすのも日本型規制の特徴である。警察をはじめ

18 カウンター行動参加者にほとんど共感していないのに、警察はなぜ、カウンター行動参加者ができるだけ極右活動家の近くで抗議することをしばしば認めてきたのか。筆者がインタビューした警察官は、それは表現の自由があるからだと答えたが、極右活動家の声がかき消されることが多い限り、警察はむしろ「毒を以て毒を制す」という方策を採用したように考えられる。

め日本の行政は、ヘイトスピーチを行う極右活動家（かつては在特会の会員、現在は日本第一党の関係者）と、ヘイトスピーチの被害者（主に在日コリアン）を含むカウンター行動参加者を共に「異端」あるいは「トラブル要因」と見てきた（金 2018b; 明戸・瀧 2019: 11）。カウンター行動を主導してきた活動家の一人、野間易通は、喧嘩両成敗の原則がカウンター行動参加者に対する警察の態度のみならず日本メディアの報道、ヘイトスピーチの被害者に関する世論にも作用していると指摘している（野間 2018: 134-152）。野間は、日本では、極右活動家だけでなく差別される側にも原因があるろうと考える者が多いことも批判している（野間 2018: 146）。

地方自治体のヘイトスピーチ対策

法務省と警察に加えて、ヘイトデモが特に頻繁に行われる自治体も、ヘイトスピーチ解消法の実施に取り組んでいる。ヘイトスピーチ対策に関する情報交換を目的として、法務省は、ヘイトスピーチ問題に対処していた他の4つの政府機関および14の自治体との特別な会合（ヘイトスピーチ対策専門部会）を2016年に1回、2018年から2021年にかけても毎年1回ずつもった。この会合後、参加した自治体は、他の自治体と足並みを揃えつつ、公共空間で行われるヘイトスピーチに対して新たな対策を講じてきた。日本型ヘイトデモ規制の顕著な特徴として、自治体がヘイトスピーチ解消法の実施に積極的に関与していることも挙げられる。以下では、公共施設で行われるヘイトスピーチを規制するために自治体が行ってきた対策の代表例として、2つの自治体の取り組みを、4自治体の職員7人へのインタビュー結果に基づいて分析する。

川崎市の取り組み

極右活動家が公共施設でヘイトスピーチを行うことを未然に防止するために、川崎市が講じてきた対策は、全国でも代表的な事例である。川崎市は外国人の地方参政権を促進してきた自治体であり（Day 2018）、ヘイトデモの規制にもいち早く乗り出した。京都市、新宿区、京都府、東京都などの自治体も川崎市に続いた。川崎市はヘイトスピーチ解消法の施行を受けて、極右活動家による公共施設でのヘイトスピーチを防止するためのガイドラインを2017年11月に策定し、2018年3月に施行した（川崎市 2017）。申請者による公共施設の利用が他の利用者に迷惑をかける危険が明白である場合、地方自治体は、第三者機関に意見聴取をした上で、問題のある利用申請を却下することもできる¹⁹。

川崎市が採用したこの規制の方式も、日本の社会統制の手法に概ね合致している。川崎

市は、ヘイトスピーチ解消法の成立から1週間後に一度だけ、極右活動家の公園使用を不許可とする「行政処分」を行った（川崎市 2017: 1）²⁰。これは、法的拘束力のある正式な措置であり、ヘイトスピーチの被害者を含むカウンター行動参加者による集中的なロビー活動に川崎市が応じたものである（崔 2018）。しかしながら、上述のガイドラインを策定した後、川崎市が公共施設の利用申請を不許可とした例はなく、ガイドラインに基づいて警告を2018年に1回、2019年に1回発しただけである。この警告は、日本の社会統制の手法として典型的な、拘束力のない「行政指導」として発せられたものである。法的には非公式なこうした措置を選ぶ自治体は、極右活動家による公共施設の利用申請を却下することもためらう。却下すれば申請者が提訴し、裁判で負けるのではないかという懸念があるからだ（京都市 2018; 新宿区 2018）。現に判例があり、最高裁判所は、地方自治体が公共の秩序を守るために公共施設の利用を拒んだ複数の事案について、集会の自由を保障した憲法第21条に反するという判断を下している。

法的拘束力がないにもかかわらず、川崎市のガイドラインは小さからぬ影響を及ぼした。このガイドラインは、極右活動家にとっては到底納得できないものであり、なので彼らはガイドラインに憤慨し、ネット上でもデモや街宣でも、川崎市をそれまで以上に激しく攻撃した。極右活動家がこの地域できわめて執拗にデモや街宣を行うようになったのは、住民たちがカウンター行動に積極的に参加し、ヘイトスピーチ解消法の成立にも貢献したことに遡る。さらに、ガイドラインの策定を促した川崎市長の姿勢も、極右活動家が川崎市と周辺地域を攻撃を招いた。市長は、ヘイトスピーチを行う極右活動家に関する見解、批判的コメントをたびたび公にし、在日コリアンを攻撃するデモをやめるよう極右活動家に圧力をかけてきた。こういった経緯で、川崎市は、極右活動家とカウンター行動参加者の双方にとって最も重要な戦場になったのである。

警察が、喧嘩両成敗の原則に基づいて極右活動家とカウンター行動参加者に対処する傾向は、現在も続いている。警察は、川崎市でカウンター行動参加者に暴行を加えた極右活動家を逮捕してきた（神奈川新聞 2016b; 2019）。一方で、警察はカウンター行動参加者にも時に厳しく対処してもきた。年金生活者の男性が、極右活動家が掲げていたプラカードを払い除けようとした際、そのプラカードを誤って壊してしまったために器物破損で逮捕され、3日間も勾留された。（ヘイトスピーチを許さない かわさき市民ネットワーク 2018）。別の

19 京都府や京都市など、他のいくつかの自治体は、それとは少し異なるガイドラインを策定した。それらの自治体のガイドラインは、申請者が他の利用者に迷惑を及ぼしそうになくとも、基本的人権の侵害が起こることが具体的かつ明らかに予測される場合、公共施設の利用許可を取り消せるようにしている。しかしながら、これらのガイドラインは全国的に世論を喚起せず、モデル事例にはならなかったようである。

20 極右活動家による公園利用を差し止めるため、地方裁判所も申し立てに対応し、川崎市が行政処分を行ってから3日後に仮処分命令を出した。このように、司法も必要に応じてヘイトスピーチ規制に貢献している。

カウンター行動参加者も 2018 年 6 月 3 日に類似の行動をとったために、2019 年 12 月に検察の取り調べに応じなければならなかった (三浦 2020)。

それでも、川崎での取り組みが日本で知られるようになって以降、ヘイトスピーチを行う極右活動家への風当たりは強まった。マスコミやカウンター行動参加者から「ヘイトスピーカー」だと名指しされてきた極右活動家の多くは、川崎市内でのデモをこちらは断念している。その代わり、路上で「ヘイトスピーカー」や「レイシスト」と呼ばれるリスクを冒さないための新たな戦略をとり、講演会や学習会など非公開のイベントを川崎市と周辺地域の公共施設で開催したこともあった。しかし、表 3 が示すように、そうしたイベントも中止せざるを得ないことが多かった²¹。2018 年には半数以上のイベントが中止された。ヘイトデモは 2013 年から 2017 年に川崎市で 12 回行われたが、2018 年は 1 回もなかった。前述したように、こうしたイベントを中止するよう主催者を説得するのは主に警察である。とはいえ、川崎市が極右活動家を牽制すべく圧力をかけたこともヘイトデモの減少につながった。極右活動家は在日コリアン・行政・川崎市長をネット上などで徹底的に攻撃したが、多くの行事を中止せざるを得なかった。

川崎市の取り組みの根底にある価値概念に関しては、「人間の尊厳」が時に垣間見えることもあった。川崎市は、人間の尊厳の概念を用いてヘイトスピーチ対策を講じ、ヘイト

表 3：川崎市と周辺地域の公共施設で中止されたイベント（2018 年）

種別	予定日	実施／中止	場所（公共施設）	主催者
学習会	12 月 2 日	実施	川崎市教育文化会館	「ヘイトスピーチを考える会」、瀬戸弘幸
講演会	11 月 18 日	中止	相模原市ソレイユさがみ (男女共同参画推進センター)	日本第一党, 桜井誠
講演会	11 月 3 日	中止	横浜市保土ヶ谷公会堂	日本第一党, 桜井誠
街宣	10 月 14 日	実施	横浜市 JR 鶴見駅	日本第一党
街宣	10 月 7 日	実施	JR 川崎駅	日本第一党
講演会	6 月 26 日	中止	ミュージア川崎シンフォニー ホール	瀬戸弘幸
講演会	6 月 3 日	中止	川崎市教育文化会館	「ヘイトスピーチを考える会」、瀬戸弘幸
講演会	3 月 31 日	実施	ユニコムプラザさがみはら	日本第一党, 桜井誠
街宣	1 月 21 日	中止	JR 川崎駅	日本第一党

21 極右団体のイベントに関する神奈川新聞の報道をもとに表 3 を作成。

スピーチという社会問題を住民に周知しようとした。例えば、川崎市が一度だけ例外的に極右活動家に行政処分を行った際、市長は、「市民の安全と尊厳を守るという観点から判断した」と述べている。これには「ヘイトスピーチを許さない かわさき市民ネットワーク」の働きかけが影響していると考えられる。同ネットワークは当時、行政が人間の尊厳を守り、極右活動家を処罰するよう繰り返し要請していた。一方、その後の川崎市によるガイドラインの実施過程では、「表現の自由」の価値概念は前面に出なかったようである。他の自治体は極右活動家の公共施設利用申請を不許可にすることにより消極的である。前述の通り、不許可にすると、集会の自由に反すると裁判所が判断しかねないからだ。しかし、川崎市はそうした申請を却下するために行政処分を取って1回、象徴的な意味合いを込めて行っており、その限りでは、川崎市での取り組みにおいて「表現の自由」の価値概念は前面には出ていない。また、川崎市での取り組みが、市民を「迷惑行為」から守ることを意図し、基本的には非公式な行政による対応に頼っている限り、社会の和を根底にある価値概念と見なしてよい。

大阪市の取り組み

ヘイトスピーチ解消法の実施を後押しする大阪市の措置も、全国レベルでもう一つのモデル事例になっている。大阪市はヘイトスピーチ解消法と同じく、ヘイトスピーチを禁止してはいない。大阪市の取り組みの狙いは、個々の言動がヘイトスピーチに該当するかどうかを審査・判定して、極右活動家によるヘイトスピーチやその動画をネット上にアップロードをすること未然に防止することにある。これと全く同じ方法を採用している自治体は他にはない。東京都は川崎市での取り組みと大阪市での取り組みの両方を勘案して、ヘイトデモ・街宣を未然に防止する折衷方式を採用している（東京都 2018）。

大阪市が採用した規制形態も、日本における社会統制の「ソフト」な手法に則している。ヘイトスピーチ解消法の成立から1カ月後、大阪市は条例（大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例）を制定し、「ヘイトスピーチの抑止」（第1条）を目的とした新たな制度を採用した（大阪市 2022）。大阪市は申し立てがあった場合、審査会による意見を踏まえて、プロバイダ（インターネット上の投稿サイトの運営者）に対してヘイトスピーチを含むコンテンツと投稿者のアカウントの削除を求めることができる。アカウント名、ハンドル名（インターネット上でのニックネーム）、またはアカウント保有者の氏名の公表もできるようになった。審査会は、大阪市内で行われたヘイトスピーチの事案、それがインターネット上で大阪市外へ拡散させられた事案、または、大阪市民を標的とした大阪市外で行われたヘイトスピーチ動画に関する申し立てを審査する責務を負う（第5条）。そうした審査を

経て市長は、デモ・街宣でヘイトスピーチを行った者、またはヘイトスピーチを含む動画その他をインターネット上にアップロードした者の実名またはハンドルネーム、アカウント名を公表することができる。実名やハンドルネームの公表は、処罰や行政処分としてなされるのではなく、「ヘイトスピーチ被害者を支援する」ための行政指導、つまり、法的拘束力のない措置としてなされる（大阪市 2018）。

大阪市の条例に基づくそうした措置は、法的拘束力はなくとも、極右活動家のヘイトスピーチに大きな影響を与えている。表4に見られるように、大阪市内における極右活動家の活動件数は減少している²²。件数が減り始めたのは2015年で、この頃、大阪市議会が条例の策定について審議を開始した。2016年には極右活動家の活動（デモ、街宣、講演会、学習会）は前年の35件から42件にやや増加したが、これは当時、大阪市の条例だけでなく国のヘイトスピーチ解消法も成立してしまいそうだと、極右活動家が明らかに危機感を覚えて抗議行動を活発化させたからである。極右活動家は、市条例に抗議する街頭集会を2015年から2016年に市庁舎前で11回行った。しかし、ヘイトスピーチ解消法が2016年6月に制定され、大阪市条例が2016年7月に制定されて以降、極右活動家の活動は減少傾向にある。付言するなら、大阪市による行政指導だけがこうした減少の理由ではない。大阪市は、ヘイトスピーチの被害者を含むカウンター行動参加者の要望に応えるべく、そのつど取れる方法を最大限追求し、ヘイトスピーチを規制しようとしてきた（大阪市 2018）。川崎市での取り組みも、大阪市での取り組みも、市民による行政への働きかけによって生まれた成果でもある。

大阪市の厳しい姿勢が生んだ抑止効果は、今後高まる可能性がある。2017年6月以降、大阪市はアカウント名、ハンドルネームを公表している。当時はまだ、プロバイダの協力を得て「実名」を公表することは電気通信事業法などに抵触するおそれがあったからだ。²³ 同法は、電気通信事業者が通信の秘密を侵してはならないと規定している（第4条）。そのため、政府は極右活動家の個人情報を明らかにする施策を取ることができなかった。そこで大阪市は同法に違反することなく、次の手を打った。大阪市は2019年12月、ヘイトスピーチを行い、それをネット上で拡散した人物2人の氏名をプロバイダの協

表4：大阪市内における極右活動家によるデモ・街宣の件数

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
件数	69	139	35	42	34	23	10

22 ウェブサイト「レイシズム監視情報保管庫」(<https://odd-hatch.hatenablog.com/>)の情報をもとに作成。

23 大阪市（ダイバーシティ推進室・人権企画課）は国に再三働きかけていた成果が一部実り（大阪市 2018）、2021年4月にプロバイダ責任制限法が、2022年に電気通信事業法が改正されて以来、ヘイトスピーチに係わる発信者情報の開示をプロバイダに求める手続きが、以前に比べてスムーズに行われるようになった。

力なしに公表した。よく知られた極右活動家とインターネットのまとめサイト「保守速報」の運営者である（日本経済新聞 2019）。抑止効果は決して小さくはなく、むしろ増大していると考えられる。氏名を公表された前者は、2日後に予定していたイベントを中止し、自分のブログに次のように記した。

言い訳はしません。単に私がブレて、ビビってしまったのです。と、言う事で文句は言いません。そのように好きなように私を軽蔑して下さい結構です。（中略）私がヘイトスピーカーとして氏名の公開がされたので、もしかすると私を標的としたテロ等が起きる可能性があるのではないかと考えました²⁴。（川東 2019）

こうした取り組みの根底にある価値概念について言えば、大阪市は、「人間の尊厳」と「表現の自由」のバランスを慎重に図ろうとしてきたが、大阪市での取り組みもやはり「社会の和」を指針としてきたように考えられる。大阪市ヘイトスピーチ審査会の議事要旨を分析した結果、「表現の自由」への言及が多く見られた²⁵。とはいえ、大阪市は、インターネット上の表現の自由、匿名表現の自由の理想とは相容れない実名公表の方針を積極的にとっている限り、「表現の自由」を最優先しているとは言い難い。

大阪市での取り組みの根底にある価値概念として、本稿はむしろ、再び「社会の和」を挙げる。大阪での取り組みは、ヘイトスピーカーの実名報道に助けられて、より強力な抑止効果を上げてきている。大阪府が2019年12月に公表した2人の氏名は、地方紙のみならず全国紙の記事ですぐさまに日本中に知れ渡った。この2人は、彼らが逮捕・起訴されたのごとく、非難の対象になった。日本では軽犯罪であっても、マスコミが実名を報道するやいなや、ネット上の至るところに痕跡は残り、烙印が押されることになる。大阪市の取り組みがそうした非公式な制裁によっても抑止効果を上げてきたことは確かである。大阪府がそのように、公式には罰則を設けずに「ソフト」な手法を採用しているものの、実際には、実名報道による制裁込みの「ハード」な手法を用いている限り、大阪市の取り組みは、社会の和を重んじる社会統制の仕方の一つだと考えられる。なぜなら、日本社会の和は、しばしば社会的な圧力と、世間から非難されることへの恐れによって維持されてき

24 川東のように名の知れた極右活動家が大阪市から「ヘイトスピーカー」と断定されることを恐れるのかと、疑問に思う読者がいるかもしれない。筆者が2020年3月にフィールドワークを行った際、大阪の主要なカウンター行動参加者から、川東の氏名公表は本人に衝撃を与えたようだと言った。理由は、4大新聞が実名報道したことで、彼の家族や親戚、それに本人も携わっている家業まで打撃を被ったからだという。

25 大阪府は、2016年7月から2019年12月までに開催された審査会56回の議事要旨を市のウェブサイトで公開している（<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000366957.html>）。筆者はそのすべてを調べ、「尊厳」と「表現の自由」という言葉が何回使われたか数えた。その結果、「表現の自由」は56回、「尊厳」は9回しかなかった（その大半は「個人の尊厳」として使用）。

たからだ。

結 び

本稿は、日本政府と自治体がヘイトデモを未然に防止してきた手法を、規制形態とその根底にある価値概念の観点から検討してきた。ドイツ型の規制とは対照的に、日本型の規制は、デモ・街宣におけるヘイトスピーチを禁止していない。それでも、日本型の規制は相当な影響を及ぼしてきた。しかしながら、今後の状況については楽観できない。在日コリアンの主導的な女性活動家たちに対するネット上でのハラスメント、脅迫などの犯罪行為は続いていて、彼女たちは、人種差別のみならず、女性差別・女性差別に苦しみ、被害は深刻化している（李・上瀧 2018; 櫻庭 2019）。川崎市での取り組みは、他の自治体がヘイトスピーチ規制を行う際のモデル事例として最も注目を集めてきたが、市役所では嫌がらせの電話が後を絶たない（神奈川新聞 2020）。とはいえ、極右活動家によるデモ・街宣が過激化する兆候はなく、むしろ、川崎市でのヘイトデモ・街宣への参加者数は減少の一途を辿っている。

本稿において、日本型のヘイトデモ規制は、日本に典型的な社会統制のあり方に則して実施されてきたことを強調した。日本型の規制は、「社会の和」を乱すと見なされる社会活動を直接禁止するのではなく、そういった活動を企てる者たちが自粛するように仕向ける。極右活動家がデモや公共施設でヘイトスピーチを行わないよう、日本における取り組みが表現の自由をある程度制限している限り、日本型の規制はアメリカ型の規制とは異なる。本稿はまた、日本型の規制が「喧嘩両成敗」の原則に基づいて、極右活動家と、ヘイトスピーチ被害者を含むカウンター行動参加者を共に、社会の和を乱すと思われる集団として扱ってきたことも強調した。喧嘩両成敗の原則は、どちらの言動が正しく、どちらの言動が間違っているかが判断されることなしに、極右活動家とカウンター行動参加者の双方に適用され、双方が等しく非難されることを招いてきたことも重要である。

日本型の規制の将来を考えると、2019年12月と2020年1月の出来事が重要である。まず2019年12月、川崎市もヘイトスピーチ条例（川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例）を定め、次の3段階でヘイトスピーチを規制する新モデルを採用した。（1）勧告（行政指導）、（2）命令（行政処分）、（3）捜査機関に告発（最高50万円の罰金）（川崎市 2019; 毎日新聞 2019）。日本型の規制を今後も調査していくにあたっては、ヘイトスピーチを行った者が勧告に従わない場合、川崎市が行政指導よりも厳しい措置をとるのかどうかに注視していくことが重要である²⁶。

2020年1月、カウンター行動の主導的役割を担ってきた男性が警視庁に逮捕されたことも重要である。その容疑は、ディーゼル車を、運行が禁止されている東京都内で日常的に使用していたというものであった。彼は、ディーゼル車の運行が禁止されていない親の居住地で当該車を登録していただけである。微罪であるにもかかわらず、彼の氏名と顔写真は全国紙や地方紙に掲載されてたちまち日本中に拡散し、彼がカウンター行動の中心人物であることも同時に報道された。彼は、警視庁公安部の取り調べも受け、その際、彼の所有する車のことではなく、カウンター行動を束ねる団体での活動について主に尋問された(リテラ 2020)。戦後の日本において、左派のデモ参加者は公安警察にたびたび脅かされてきたので、日本人の多くは未だに、警察、特に公安の監視を恐れてデモに参加することを躊躇する。筆者による2020年以降のインタビュー調査によると、この事件を機にカウンター行動への参加を控える者はいなかったが、カウンター行動参加者の書類送検は今日に至るまでたびたび起こっている²⁷。大抵の場合、カウンター行動参加者は「不起訴」になるものの、検察の判断は半年近く後に下されることが多く、結果を待つカウンター行動参加者の心的なストレスは相当なものである。今後、カウンター行動参加者がどのような扱いを受けるのか、喧嘩両成敗の原則と関連づけた研究がなされることを願ってやまない。

引用文献 (英文)

- Baker, C. Edwin. 'Autonomy and Hate Speech', in *Extreme Speech and Democracy*, ed. Ivan Hare. Oxford University Press, 139-157.
- Bacchi, Carol Lee and Goodwin, Susan. 2016. *Poststructural Policy Analysis: A Guide to Practice*. New York: Palgrave Macmillan.
- Befu, Harumi. 2001. *Hegemony of Homogeneity: An Anthropological Analysis of 'Nihonjinron'*. Melbourne: Trans Pacific Press.
- Bellah, Robert N. 1957. *Tokugawa Religion: The Values of Pre-Industrial Japan*. Glencoe, Illinois: Free Press.
- Bleich, Erik. 2011. *The Freedom to Be Racist? How the United States and Europe Struggle to Preserve Freedom and Combat Racism*. New York: Oxford University Press.
- Bondy, Christopher. 2020. 'New law or old issues: stakeholder expectations on the bill for the promotion of the elimination of Buraku discrimination'. *Japan Forum*, 32(2): 244-258.
- Carmichael, Jason. 2014. 'Social Control'. In: *Oxford Bibliographies*, Available at <https://www.oxfordbibliographies.com/view/document/obo-9780199756384/obo-9780199756384-0048.xml?rskey=RVlrPL&result=3>

26 2022年12月28年の時点では、「刑事罰が適用された事例や、その前段となる勧告・命令の対象になるケースもない」(朝日新聞 2022) という。

27 例えば、朝日新聞デジタル「道に寝転ぶなどの容疑で17人送検 住民投票条例案反対デモ妨害目的」(2022年5月10日)を参照。 <https://www.asahi.com/articles/ASQ5B6WJHQ5BUTIL04T.html> (2022年9月30日閲覧)。

- &q=social+control#firstMatch (accessed on 01 October 2022).
- CERD. 2014. 'Concluding observations on the combined seventh to ninth periodic reports of Japan'. Available at <https://digitallibrary.un.org/record/786223> (accessed on 13 February 2023).
- Day, Stephen. 2018. 'The Surprising Longevity of Kawasaki's Representative Assembly for Foreign Residents: An Institutional Account', *Social Science Japan Journal*, 21(1): 27-43.
- Fairclough, Isabela and Fairclough, Norman. 2012. *Political Discourse Analysis: A Method for Advanced Students*. London: Routledge.
- Garon, Sheldon. 1997. *Molding Japanese Minds: The State in Everyday Life*. Princeton: Princeton University Press.
- Haley, John Owen. 1991. *Authority Without Power: Law and the Japanese Paradox*. New York: Oxford University Press.
- Hatano, Ayako. 2018. 'Can strategic human rights litigation complement social movements? A Case study of the movement against racism and hate speech in Japan'. *University of Pennsylvania Asian Law Review*, 14(2): 228-274.
- Heinze, Eric. 2016. *Hate Speech and Democratic Citizenship*. Oxford: Oxford University Press.
- Heyman, Steven J. 2008. *Free Speech and Human Dignity*. New Haven: Yale University Press.
- Hirata, Keiko, and Warschauer, Mark. 2014. *Japan: The Paradox of Harmony*. New Haven: Yale University Press.
- Kim, Chin and Lawson, Craig M. 1979. 'The Law of the Subtle Mind: The Traditional Japanese Conception of Law', *International & Comparative Law Quarterly*, 28(3): 491-513.
- Lee, Steven P. 2010. 'Hate Speech in the Marketplace of Ideas', In *Freedom of Expression in a Diverse World*, ed. Deirdre Golash. Dordrecht: Springer, 13-25
- Lösckhe, Ayaka. 2021. 'A victims' movement against the termination of housing support for voluntary evacuees.' *Japan Forum*, 33(2): 189-212.
- Matsui, Shigenori. 2014. 'Human dignity in Japanese law'. In *The Cambridge Handbook of Human Dignity: Interdisciplinary Perspectives*, eds. Marcus Düwell, Jens Braarvig, Roger Brownsword, Dietmar Mieth. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 2018. 'Fundamental Human Rights and 'Traditional Japanese Values': Constitutional Amendment and Vision of the Japanese Society'. *Asian Journal of Comparative Law*, 13: 59-86.
- Nakane, Chie. 1970. *Japanese Society*. Berkeley: University of California Press.
- Pharr, Susan J. 1990. *Losing Face: Status Politics in Japan*. Berkeley: University of California Press.
- Post, Robert. 2011. 'Participatory Democracy and Free Speech', *Virginia Law Review* 97(3): 477-489.
- Saito, Takashi and Kenichi Ohbuchi. 2013. 'Who suffers pluralistic ignorance of conflict avoidance among Japanese? Individual differences in the value of social harmony'. *International Journal of Conflict Management*, 24(2): 112-125.
- Shibuichi, Daiki. 2016. 'The Struggle Against Hate Groups in Japan: The Invisible Civil Society, Leftist Elites and Anti-Racism Groups'. *Social Science Japan Journal*, 19(1): 71-83.
- Sugimoto, Yoshio. 2014. *An Introduction to Japanese Society* (fourth edition). Melbourne: Cambridge University Press.
- Tashiro, Shimon. 2010. 'Unintended Consequences of "Soft" Regulations: The Social Control of Human Biomedical Research in Japan'. *International Journal of Japanese Sociology*, 19(1): 4-17.
- Tsesis, Alexander. 2002. *Destructive Messages: How Hate Speech Paves the Way for Harmful Social Movements*. New York: New York University Press.
- Ueda, Nobuhiro. 2005. 'Rechtsnormen zur Bestrafung beider Streitparteien (Kenka-Ryoseibai) im japanischen Mittelalter' (translated by Stefan Vogt and Gerhard Ries), *九州大学法政学会・法政研究*, 72(2): 458-450.
- Upham, Frank K. 1987. *Law and Social Change in Postwar Japan*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Waldron, Jeremy. 2012. *The Harm in Hate Speech*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Zhai, Yida. 2017. 'Values of deference to authority in Japan and China'. *International Journal of Comparative Sociology*, 58(2): 120-139.

引用文献 (和文)

- 明戸隆浩. 2016. 「カウンター行動の位置づけ」, 師岡康子編『Q & A ヘイトスピーチ解消法』, 現代人文社, pp. 45-46.
- 明戸隆浩・金尚均・豊福誠二・師岡康子・瀧大知. 2019. 「[座談会] ヘイトスピーチ/ヘイトクライムへの警察対応」, 『別冊法学セミナー13 ヘイトスピーチに立ち向かう—差別のない社会へ』, 日本評論社, pp. 2-30.
- 明戸隆浩・瀧大知. 2019. 「現代日本におけるヘイトスピーチの実態」, 『別冊法学セミナー12 ヘイトスピーチとは何か—民族差別被害の救済』, 日本評論社, pp. 2-15.
- 朝日新聞 2019. 「ヘイトスピーチ, 名誉毀損で罰金 在特会元幹部, 50万円 京都地裁」(11月29日), <https://www.asahi.com/articles/DA3S14276893.html> (2023年2月13日閲覧).
- 2022. 「なお残る, ネット上の差別 川崎市の「ヘイト禁止条例」成立3年」(12月28日), <https://www.asahi.com/articles/ASQDW77GLQDDULOB01J.html> (2023年2月13日閲覧).
- 魚住裕一郎, 西田昌司, 矢倉克夫, 三宅伸吾, 有田芳生, 仁比聡平, 谷亮子. 2016. 『ヘイトスピーチ解消法 成立の経緯と基本的な考え方』, 第一法規.
- e-Gov. 2016 「平成二十八年法律第六十八号 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC0100000068> (2023年3月4日閲覧).
- 大阪市 2022. 「[大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例]の運用について」, <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339043.html> (2023年2月13日閲覧).
- 2018. 市役所市民局ダイバーシティ推進室・人権企画課に対する筆者によるインタビュー, 大阪市, 6月22日.
- 神奈川新聞 (時代の正体取材班). 2016a. 『ヘイトデモを止めた街—川崎, 桜本の人びと』, 現代思潮新社.
- 神奈川新聞. 2016b. 「[県警対応は不十分] 河野国家公安委員長 ヘイトデモ暴行, 陳謝」(4月6日), <https://www.kanaloco.jp/article/entry-74016.html> (2023年2月13日閲覧).
- 2019. 「日本第一党の関係者が暴行 街宣中, 傷害容疑で逮捕」, 1月29日, <https://www.kanaloco.jp/news/social/entry-148384.html> (2023年2月13日閲覧).
- 2020. 「差別根絶条例への`攻撃. 後絶たず 匿名の「電凸」常態化」(8月15日), <https://www.kanaloco.jp/article/entry-442335.html> (2023年2月13日閲覧).
- 川崎市. 2017. 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」, <https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000088/88788/guideline2.pdf> (2023年2月13日閲覧).
- 2019. 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」, <https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-1-10-0-0-0-0-0-0.html> (2023年2月13日閲覧).
- 川島武宜. 2010 [1967]. 日本人の法意識. 岩波書店.
- 川東大了. 2019. 「【中止】最終確定」, チーム関西ブログ「大和魂」, 12月29日, <http://team-kansai.sakura.ne.jp/scheduler/scheduler.cgi?mode=view&no=1175> (2022年9月30日閲覧, 2023年2月13日時点ではアクセス不可).
- 金尚均. 2017. 『差別表現の法的規制—排除社会のプレリユードとしてのヘイトスピーチ』, 法律文化社, pp. 195-21.
- 2018a. 「[京都府・京都市に有効なヘイトスピーチ対策の推進を求める会]での活動について, 筆者によるインタビュー, チューリヒ, 2018年3月24日.
- 2018b. 筆者による書面によるインタビュー, 2018年12月17日.
- 小谷順子. 2018. 「人種差別主義に基づく憎悪表現 (ヘイトスピーチ) の規制と憲法学説」, 『法学セミナー』第63巻第2号, pp. 12-17.
- 国立国会図書館. 2016a. 「第190回国会 参議院 法務委員会 第8号 平成28年4月19日」, <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0003/19004190003008.pdf> (2023年2月13日閲覧).
- 2016b. 「第190回国会 参議院 法務委員会 第6号 平成28年4月5日」, <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0003/19004050003006.pdf> (2023年2月13日閲覧).
- 2016c. 「第190回国会 参議院 法務委員会 第4号 平成28年3月22日」, <http://kokkai.ndl.go.jp/>

- SENTAKU/sangiin/190/0003/19003220003004.pdf (2023年2月13日閲覧).
- 近藤敦. 2017. 「ヘイトスピーチ規制の課題と展望」, 『移民政策研究』第9巻, 6-20.
- 共同通信. 2018. 「デモは減ったけれど…進む巧妙化, 海外から批判も 検証・ヘイトスピーチ対策法(2)」, <https://this.kijji.is/432476064155386977?c=39546741839462401> (2023年2月13日閲覧).
- 京都市. 2018. 市役所総合企画局国際交流・共生推進室への筆者によるインタビュー, 6月20日, 京都市.
- 警察庁. 2016. 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について(通達)」, <https://www.npa.go.jp/pdc/notification/keibi/biki/keibikikaku20160603.pdf> (2023年2月13日閲覧).
- 櫻庭総. 2014. 「刑法における表現の自由の限界:ヘイト・スピーチの明確性と歴史性との関係」, 金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』, 法律文化社, pp.107-127.
- . 2019. 「ヘイトスピーチを伴うSNS上の表現と脅迫罪」, 『法学セミナー』第64巻第10号, 49-55.
- 参議院. 2016a. 「議案審議情報:人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」, <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/meisai/m19007189007.htm> (2023年2月13日閲覧).
- . 2016b. 「議案審議情報:本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」, <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/meisai/m19007190006.htm> (2023年2月13日閲覧).
- 清水克行. 2006. 『喧嘩両成敗の誕生』. 講談社.
- 新宿区. 2018. 区役所総務部総務課へのインタビュー, 6月26日, 東京都新宿区.
- 新保真紀子. 2008. 「いじめの予防と克服」. 神戸親和女子大学・教育専攻科紀要, 第12巻, 69-80.
- 瀬戸弘幸. 2018. 日本第一党最高顧問への筆者によるインタビュー, 7月4日, 東京都台東区.
- 高橋賢一. 2018. 元・在特会事務局長, クリーン川崎連絡会代表へのインタビュー, 8月3日.
- 崔江以子(ちえ・かみいじゃ). 2018. 「ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク」での活動に関する筆者によるインタビュー, 川崎市, 7月3日.
- 辻本弘明. 1968. 「両成敗法の起源について」, 『法制史研究』, 第18巻, 103-120.
- 土井真一. 2017. 「第13条」, 長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2):10条-24条』, 有斐閣, pp.64-160.
- 東京都. 2018. 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」, <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/item/b9d59b1e144edc16b70e112be3edaf83.pdf> (2023年2月13日閲覧).
- 日経新聞. 2019. 「ヘイトスピーチで氏名公表 大阪市, 全国初」, 関西版, 12月27日, <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53900790X21C19A2AC8000/> (2023年2月13日閲覧).
- 野間易通. 2018. 『実録・レイシストをしばき隊』. 河北書房新社.
- 椛垣伸次. 2017. 『ヘイトスピーチ規制の憲法学的考察:表現の自由のジレンマ』, 法律文化社.
- ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク(編). 2017. 『根絶!ヘイトとの闘い:共生の街・川崎から』. 緑風出版.
- . 2018. ヘイトスピーチ解消法施行2周年記念学習会「ヘイトスピーチは本当に許されていないのか」における参加観察, 川崎市労連会館, 7月6日.
- 法務省. 2016a. 「平成27年 法務省委託調査研究事業 ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」, <http://www.moj.go.jp/content/001201158.pdf> (2023年2月13日閲覧).
- . 2016b. 「平成28年度行政事業レビューシート 事業番号52」, <https://www.moj.go.jp/content/001187858.pdf> (2023年2月13日閲覧).
- . 2018. 「法務省人権擁護局・総務課・人権擁護推進室」への筆者による電話インタビュー, 7月6日.
- . 2022. 「啓発活動:ヘイトスピーチ, 許さない.」, http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html (2023年2月13日閲覧).
- 毎日新聞. 2017. 「法務省「これがヘイトスピーチ」 典型例を提示」, 2月6日, <https://mainichi.jp/articles/20170206/k00/00e/040/213000c> (2023年2月13日閲覧).
- . 2019. 「検証 ヘイトに初の罰則条例 川崎, 来年7月施行」, <https://mainichi.jp/articles/20191213/ddm/002/010/034000c> (2023年2月13日閲覧).
- 三浦知人. 2020. 「ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク」での活動に関する筆者によるインタビュー, 川崎市, 3月17日.

餅川正雄. 2011. 「学校のいじめ問題に関する研究 (Ⅲ)」, 『広島経済大学研究論集』, 第 34 巻第 1 号, 51-70.

師岡康子. 2013. 『ヘイト・スピーチとは何か』, 岩波書店.

———. 2018. 「外国人 인권法連絡会」での活動に関する筆者によるインタビュー, 7月9日.

村山真維. 1990. 『警邏警察の研究』, 成文堂.

李信恵, 上瀧 浩子. 2018. 『# 黙らない女たち』, かもがわ出版.

リテラ. 2020. 「警視庁公安部が「しばき隊」と誤認・微罪逮捕した男性が明かす取り調べの中身! 「どの政党がついているのかと尋問され…」, 1月15日, <https://lite-ra.com/2020/01/post-5207.html> (2023年2月13日閲覧).

山崎将文. 2011. 「福祉における人間の尊厳: 憲法学からのアプローチ」, 『憲法論叢』, 第 18 号, 25-54.